

第33回泉区和泉町住居表示検討委員会

平成28年7月21日(木)

午前10時～

泉区役所 1階1A会議室

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議題

(1) 第五次地区の住居表示実施に向けたスケジュールについて

(2) 第五次地区地元説明会の開催チラシについて

(3) 第六次地区案の地元説明会開催日程について

(4) 第六次地区町区域及び町名の設定について

(5) 次回検討委員会について

4 閉会

第五次地区の住居表示実施に向けたスケジュールについて

平成 27 年 9 月 17 日	第 29 回検討委員会 平成 27 年 2 月から計 4 回の検討を重ね、平成 27 年 9 月 17 日開催の第 29 回検討委員会で検討委員会としての実施区域と町名の案をまとめました。
平成 27 年 10 月	案の地元説明会案内など配付 案の地元説明会の案内及び概要の説明資料を併せたチラシを全戸配付しました。
平成 27 年 11 月	案の地元説明会（計 4 回） 案の地元説明会を開催しました。説明会では、住居表示制度・新町界・新町名案及び住居表示実施に伴う住所などの変更手続きについて説明を行いました。
平成 28 年 1 月 15 日	横浜市住居表示審議会 住居表示の適正な実施を図るために「横浜市住居表示審議会条例」に基づき設置されている市長の諮問機関で、新町界・新町名案が実施基準を満たしているか等について審議し、了承をいただきました。
1 月下旬から 3 月下旬まで	基礎調査 新住所の街区番号及び住居番号を決めるため、横浜市の委託業者が、街区を形成する道路等の調査や家屋の建ち並び状況の調査を行っております。 なお、基礎調査の実施について対象地区にお住まいの方にお知らせするため、平成 28 年 1 月下旬に自治会・町内会で回覧・掲示していただきました。
2 月 15 日	案の公示 審議会で案が承認されると、新町界・新町名案を広く事前周知するため、「住居表示に関する法律」第 5 条の 2 第 1 項に基づく公示を行います。2 月 15 日（月）の横浜市報に、新町界・新町名案を掲載しました。
4 月下旬から 10 月中旬まで	居住調査開始のお知らせ及び居住調査 「通知書」発行の対象となる方、事業所の有無などについて、横浜市の委託業者が各戸を訪問し、調査を行っています。 区民の方から、調査のためのハガキが届いているがどうすればいいのかなどの問い合わせをいただいています。
6 月	横浜市会 住居表示に関する法律第 3 条第 1 項及び地方自治法 260 条第 1 項に基づき、新町界・新町名案等を横浜市会に提案を行い、決定しました。
8 月	実施の告示 新町界・新町名案、住居表示実施日を告示します。8 月の横浜市報に新町界・新町名、住居表示実施日を掲載する予定です。

9 月以降	<p>新住所通知・地元説明会開催のお知らせ及び地元説明会</p> <p>住居表示実施日の約 1 か月前に、新住所を通知します。併せて住居表示実施に伴う住所変更等手続について案内する「住居表示のしおり」や住居番号表示板、新旧対照案内図などを全戸配付します。</p> <p>また、住所変更等手続に関する地元説明会を開催します。地元説明会開催のお知らせのチラシは、「住居表示のしおり」等と一緒に全戸配付する予定です。</p>
10 月以降(予定)	<p>住居表示実施</p> <p>住居表示実施日以降は、住居表示に関する法律第 6 条第 1 項に基づき、新住所をお使いいただきます。</p> <p>また、実施日以降に、住民の方々に住所変更等手続をお願いします。</p>

平成28年8月 横浜市からのお知らせ

泉区和泉町第五次地区の 住居表示実施について説明会を開催します

お住まいの地域は、平成28年〇月〇日(〇)に住居表示の実施を予定しており、これまでお使いの住所が変更となります。

つきましては、住所変更に伴う手続等について、同封の「住居表示のしおり」に沿って説明しますので、いずれか、都合の良い日に参加してください。

1 日時・会場 (会場の場所は、裏面の地図を御覧ください。)

①	[日時] 平成28年9月25日 (日) 14時から [会場] 泉公会堂 講堂	定員 600名
②	[日時] 平成28年9月27日 (火) 19時から [会場] 泉公会堂 講堂	定員 600名
③	[日時] 平成28年9月29日 (木) 19時から [会場] 泉公会堂 講堂	定員 600名
④	[日時] 平成28年10月1日 (土) 10時から [会場] 泉公会堂 講堂	定員 600名

- ※ 説明会に出席の際は、同封の「住居表示のしおり」をお持ちください。
- ※ 事前の申込みは必要ありません。当日は先着順となります。
- ※ 定員を超えた場合は、お手数ですが、他の開催日の説明会へ参加してください。
- ※ 会場へのお車や自転車での来場は、御遠慮ください。

2 説明内容

住居表示実施に伴う住所等変更手続について、「住居表示のしおり」に沿って説明します。

■新しい町の名前は

和泉中央北一～三丁目 です。

■住所の表し方

〈現在の住所は〉 横浜市泉区和泉町〇〇〇〇番地〇

〈新しい住所は〉 横浜市泉区和泉中央北〇丁目〇番〇号

※新しい住所は9月中旬に別途郵送される「通知書」を御確認ください。

通知書は、住所等変更手続の際に、証明書として利用できます。

3 説明会会場

泉公会堂 講堂 住所：泉区和泉町4 6 3 6 番地 2



4 住居表示実施区域

住居表示実施の対象となる区域は、以下の範囲です。



平成28年8月 横浜市からのお知らせ

泉区和泉町第五次地区住居表示実施に伴う 不動産をお持ちの方の手續に係る説明会について

お住まいの地域は、平成28年〇月〇日(〇)に住居表示の実施を予定しており、これまでお使いの住所が変更となります。

そこで、「**不動産をお持ちの方の手續**」に関し、登記申請書の書き方や郵送による手續方法等の説明会を開催します。

説明会では、実際に皆さまに申請書を記入していただきます。各回とも「**予約定員制**」となりますので、**あらかじめ、希望される日時を連絡していただき**、お越しくださいますようお願いいたします。

【開催日時・会場】		※各回とも予約定員制 (30名)
11月15日(火)	16時～	泉公会堂 (2階 第1会議室)
	17時～	
	18時～	
11月27日(日)	13時～	泉公会堂 (2階 第1会議室)
	14時～	
	15時～	

※会場へのお車や自転車での来場は、御遠慮ください。

◇説明会の内容

不動産の所有者の住所変更手續に必要な「不動産登記申請書」の記入方法について説明します。

※この手續は、不動産の売買・贈与・抵当権の設定などの事由が発生した時にあわせて行っても構いません。必要な方のみ参加してください。

※説明会では、相続や売買契約などに関する相談をお受けすることはできません。

※手續は法務局で行っていただきます。(説明会は手續が完了するものではありません。)

◇予約方法について

あらかじめ、希望される日時を電話又はFAXで連絡してください。

※予約は先着順で受け付けます。定員に達した時点で締切とさせていただきますので、御了承ください。

【予約受付開始日】〇月〇日(〇)

【予約連絡先】横浜市市民局窓口サービス課 住居表示担当

TEL:045 (671) 2320・2321 FAX:045 (664) 5295

◇説明会にお持ちいただきたいもの

- ・住居表示のしおり
- ・黒ボールペン
- ・不動産登記申請書
- ・印鑑(認印)
- ・所有する不動産に係る権利書(又は登記簿謄本)
- ・通知書(又は住居表示変更証明書)

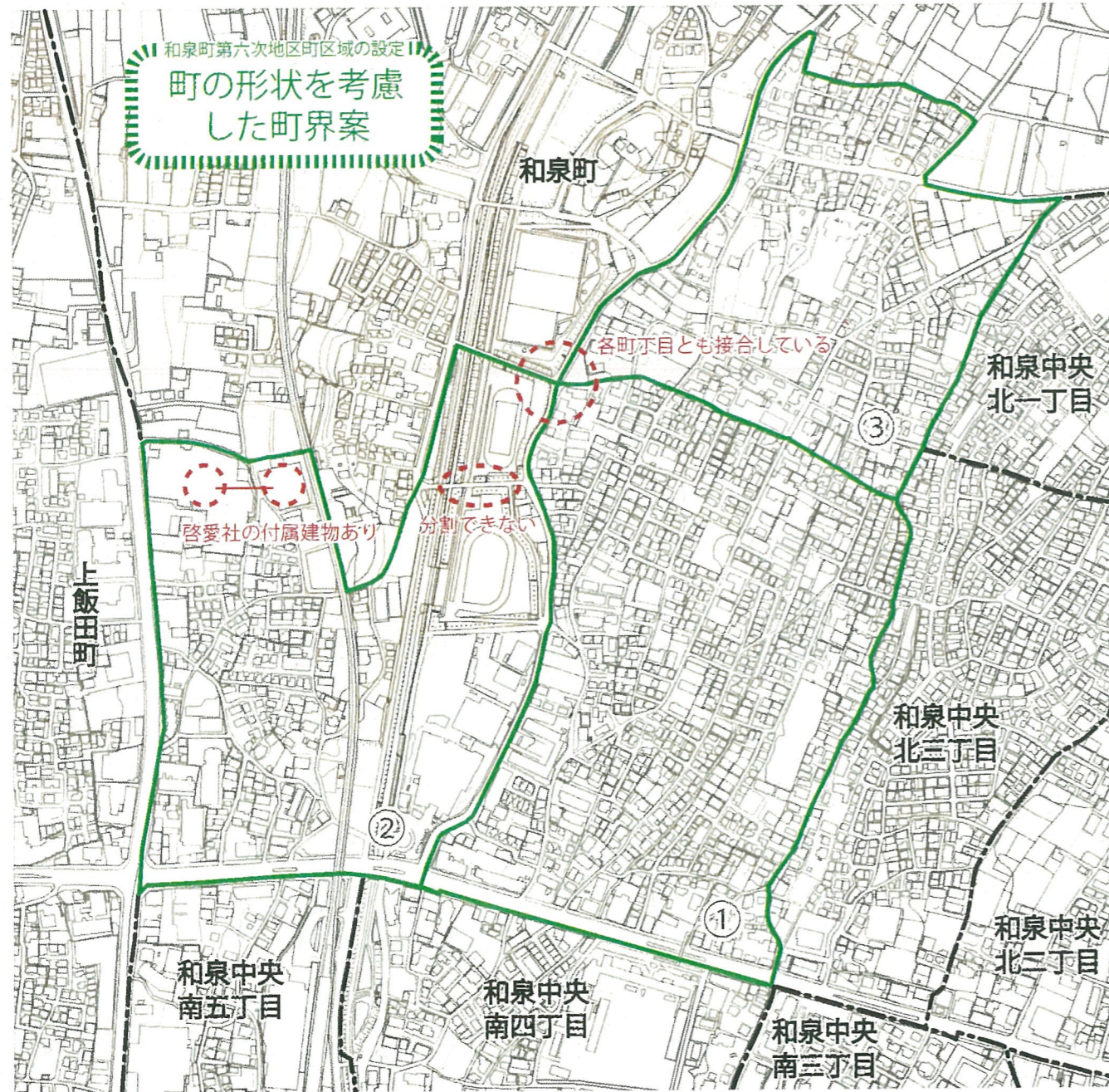
第六次地区案の地元説明会開催日時について

泉区和泉町住居表示第六次地区の案の説明会を、以下のとおり開催する予定です。

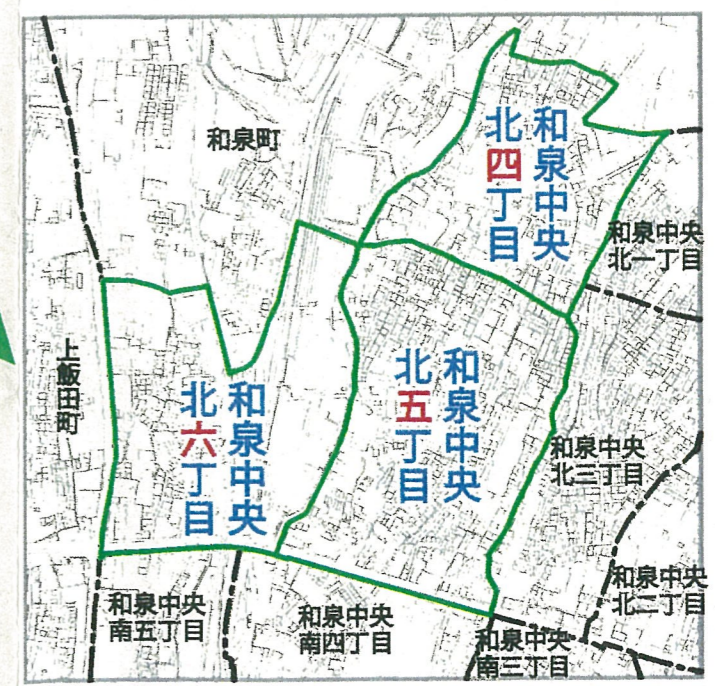
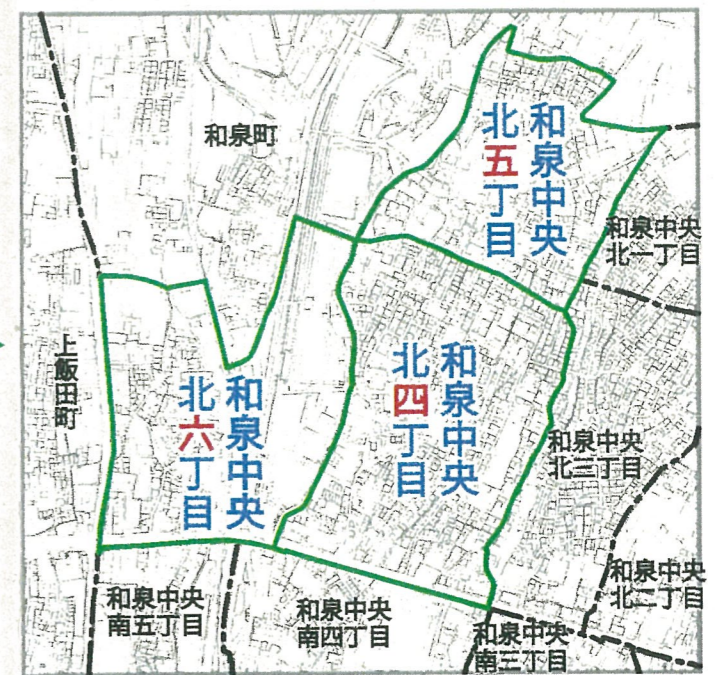
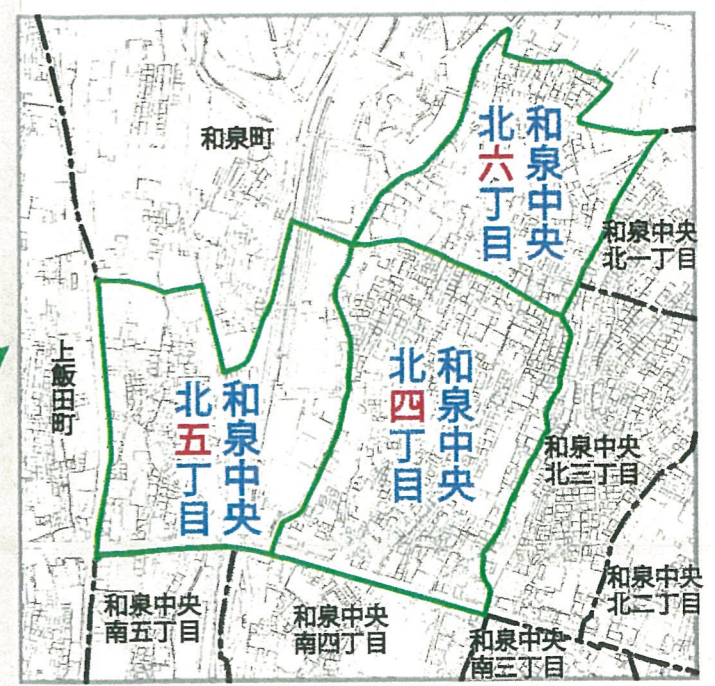
○泉区和泉町住居表示第六次地区案の地元説明会

日程	時間	会場
11月17日(木)	19時00分～20時30分	泉公会堂(講堂)
11月19日(土)	10時00分～11時30分	泉区役所 (4ABC会議室)
11月22日(火)	19時00分～20時30分	泉公会堂(講堂)
11月27日(日)	10時00分～11時30分	泉公会堂(講堂)

第六次地区町区域及び町名の設定について



町名案



【町区域設定の特長】

- 01 第5次実施地区の町区域設定（和泉中央北一～三丁目）で付議された案を採用しました。
- 02 ②③に市街化調整区域を一部分だけ、最小限度に取り込みつつ、町形状のバランスを図りました。
(和泉川遊水地3・4池間は、地籍上分割できません)

町の面積		
①	0.198 km ²	40.1%
②	0.174 km ²	35.3%
③	0.121 km ²	24.6%
計	0.493 km ²	100.0%

- 町界線
- 新町界線
- 市街化調整区域